

働き方改革の法改正に！ 貴方の事業所(法人は)準備は大丈夫ですか？

グループホーム事業者の皆さん！管理者の皆さん、4月から施行される「働き方改革」による法改正に準備ができていますか？

グループホームのような小さな事業所で、「年5日の指定有給休暇をどうしたらいいの！」

「労働時間の把握義務」とはどんなこと！」等法改正への対応が求められます。

だからと言って、介護職員を増やして対応するなどは無理、仮に確保したとして経営的には持ちません。改正内容を的確に実施するには、管理者レベルも知識を持って、的確に現場の労務管理が行われなければなりません。

まず改正の内容を正確に知り、対応策がこれで良いのかも検証しましょう！そのための研修会を、ぜひともご活用ください！



「働き方改革」関連の法改正に 的確に対応するための研修会

東京都支部総会同日開催



講師 横山 敬子先生 (特定社会保険労務士)

先生は、日本認知症グループホーム協会の経営者研修、管理者研修で講師をして頂くなど、GH等の介護事業や経営、現場の状況に詳しい方です。本音でアドバイスを頂けます。



Q: 私は管理者です。働き方改革や労務管理まで関係があるのですか？

A: GHの運営基準には「**管理者は従業員の管理**、申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の**管理を一元的に行う**」としています。

日時:平成31年3月22日(金)

午後1時～午後3時

場所:新宿歴史博物館 講堂

住所:新宿区四谷三栄町 12-16

電話: 03-3359-2131

参加費:無料(会員外の参加歓迎)

主催 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 東京都支部
連絡先 〒160-0015 新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8F
電話 03-5366-2157 FAX 03-5366-2158
E-mail: match-tokyosb@ghkyo.or.jp

お申し込みは
裏面の用紙で！

「働き方改革」関連の法改正に的確に対応するための研修会

FAXでの申し込みは 03-5366-2158

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 東京都支部主催
参加申込書(研修日3月22日午後)先着順

施設名 所属		会員 ・ 非会員	
住所	〒 ー		
担当者名		役職	
電話番号		FAX	
メールアドレス	(必須・なければ可)		

下欄の申込者への連絡は、上記法人代表者の方にさしあげますのでご了解ください。

受講希望者申し込み欄

※レジメ等の資料の準備の都合がありますのでご記入ください。

受講希望者名		所属・グループホーム名など
1		
2		
3		
4		
5		

※受講希望者多数の場合は申込書をコピーしてご利用ください。

※定員を超えた場合のみお断わりのご連絡をさせていただきます。

締切 : 平成30年3月16日(土)までにお申し込み下さい。

☆主催者・お問い合わせ先☆

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 東京都支部事務局

電話 03-6380-4200

メール match-tokyosb@ghkyo.or.jp